

Re: 今後の議論の進め方（案）

- 一 関会長からのご指摘を受けて、適宜にgroupingした各論を一つ一つ議論していく。
- 二 関会長のご指摘において浮かびあがっている問題点について特定した上で、以下の分類分けを踏まえて、監査役として果たすべき役割について検討していく。
 - 1 監査役はその果たすべき法的義務を果たしていないのか（義務の領域）。
 - 2 監査役がそうした役割を担うことは法的に可能であるが（義務ではないor義務かどうか境界が微妙）、何らかの理由（複合的理由）で行われていないのか（禁止されていないが義務でもない領域）。
 - 3 監査役がそうした役割を果たすことが会社法等の法令上禁止されているのか（禁止されている領域）。

注 現行法における監査役の法的義務（上記二1の領域に関連して）

1 監査役は以下の事業報告開示事項について、監査報告において意見を述べなければならない（会社法施行規則127+129）。

- (1) ①「会社の財務・事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）に照らして不適切な者によって会社の財務・事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み」及び②「会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」が当該基本方針に沿うものであること
- (2) ①②の取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと
- (3) ①②の取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

※上記以外の事業報告開示事項及びその附属明細書記載事項についても、法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについて、監査報告において意見を述べなければならない（会社法施行規則129 I ②）。

2 監査役は取締役の職務執行を監査する+監査結果について以下の事項を内容とする監査報告を行う（会社法381 I）。

- ・ 取締役の職務の遂行に関し、①不正の行為又は②法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（会社法施行規則129 I ③）

※いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（会社法 381 II）。

※職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（会社法 381 III）。

3 監査役は、取締役会に出席する+必要があれば意見を述べる（会社法383 I）。

4 監査役は、取締役が①不正の行為をしたと認めるとき、②不正の行為を行うおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があると認めるとき、④著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告しなければならない（会社法382）。

※その報告のため、取締役会の招集を請求し、または自ら招集することもできる（会社法 383 II III）。

5 監査役は、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることが発見された場合に、直ちに報告を受ける（会社法357）

6 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない+①法令・定款に違反すると認めるとき、②著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法384）。

7 監査役は、取締役が①会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をしたと認める場合、②会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をするおそれがある場合で、当該行為によって「会社に著しい損害が生ずるおそれ」があるとき、取締役に対して当該行為を止めることを請求することが出来る+裁判所に仮処分を求める

ことも出来る（会社法385 I）。

8 監査役は、株主総会において、株主が求めた事項につき説明をしなければならない（会社法314）。

9 監査役は、会社・取締役間の訴訟について会社を代表し（会社法386 I）、株主から提訴請求を受けたが60日以内に訴えを提起しない場合において、提訴請求をした株主または請求対象者である取締役から請求を受けたときは、その請求者に対し、遅滞なく、その訴えを提起しない理由を通知しなければならない（会社法847IV）。

10 取締役の会社に対する責任を一部免除する議案を株主総会に提出する場合（会社法425 III）、取締役・取締役会の決定により取締役の会社に対する責任の一部免除ができる旨の定款変更議案を株主総会に提出する場合等（会社法426 II）、社外取締役の会社に対する責任につき責任限定契約を締結できる旨の定款変更議案を株主総会に提出する場合（会社法427 III）、株主代表訴訟につき会社が取締役側に補助参加する場合（849 II）には、監査役の同意（監査役が二人以上ある場合には各監査役の同意）を要する。また、会計監査人の選任議案の決定（会社法344 I）・報酬の決定（会社法399）について監査役の同意（監査役が二人以上ある場合にはその過半数）を要する。